

石狩市貨物自動車運送支援事業補助金のお知らせ

原油価格・物価高騰の影響を受けている運輸事業者等に対して、支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続及び感染症拡大防止の推進を図るため、市内に営業所を有する運送事業者の事業継続を支援いたします。

対象

石狩市内に営業所を有する貨物自動車運送事業法第2条の規定に基づく貨物自動車運送事業を営む事業者

補助金

- ・一般貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・特定貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・貨物軽自動車運送事業 → 1台につき 1万円

※被けん引自動車（トレーラー）を除く
※一社当たり100万円が上限です

申請開始時期・方法

- 【申請期間】 令和4年9月29日（木）～ 令和4年12月31日（土）
【申請方法】 原則、ウェブまたは郵送により申請願います。
※感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

申請書類

- 【申請書】
- ・ウェブ申請 石狩市ホームページのURLまたは下記QRコードより申請（申請書不要）
 - ・郵送申請 石狩市ホームページより申請書ダウンロード
- 【添付書類】 申請書のほか、車検証の写し、振込口座確認書類が必要です
※振込口座確認書類は、石狩市に口座情報がない事業者のみ

お申込み・お問い合わせ

石狩市企画経済部企画課交通担当

TEL : 0133-72-3193

FAX : 0133-74-5581

E-mail : ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

